

# 令和5年度羽村市 介護保険サービス事業者集団指導

羽村市 福祉健康部 社会福祉課 庶務係

# 内容

- ◆ 実地指導について
- ◆ 実地指導の実績
- ◆ 実地指導における指導事項
- ◆ 令和3年度介護報酬改定事項
- ◆ 令和6年度介護報酬改定事項

# 実地指導について

- ◆ 羽村市では、市内の介護保険サービス事業者に対し、適切な事業所運営を目的とした実地指導を実施しています。
- ◆ 指定期間（6年）のうち1回は実地指導を受けられるよう調整しています。
- ◆ 実地指導の実施が決定した際には、公式サイト「介護保険サービス事業者等の実地指導について」についてご覧ください。
- ◆ <https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000016900.html>

# 実地指導の実績

## ◆ 実地指導を実施した事業所数

	R5	R4	R3	R2	R元
居宅介護支援	2	2	3	2	4
地域密着型通所介護	1	1			
認知症対応型通所介護		1			
小規模多機能型居宅介護	1				
認知症対応型共同生活介護	1			1	
訪問介護	1	1		1	2
通所介護		3	2		1
福祉用具貸与			1		
計	6	8	6	4	7

# 実地指導における指導事項

- ◆ 令和4・5年度の羽村市における実地指導で、文書指導を行った主な事項は、資料1「実地指導の指摘事項について」をご確認ください。
- ◆ 各事業所におかれましては、事例について理解を深め、適正な事業運営を続けていただくようお願いいたします。

# 令和3年度介護報酬改定事項

- ◆ 令和3年度介護報酬改定において、資料2に掲げる改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。
- ◆ 改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

# 令和6年度介護報酬改定事項

- ◆ 令和6年度介護報酬改定が行われます。主な内容は次のとおりです。
- ◆ その他にも改定事項は多岐にわたりますので、厚生労働省の通知等を確認してください。

## ◆ 「書面掲示」規制の見直し【全サービス】

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）に掲載することを令和7年度から義務付ける。

## ◆ 管理者の兼務範囲の明確化【全サービス】

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。



## ◆ 身体的拘束等の適正化の推進【全サービス】

### ＜短期入所系サービス及び多機能系サービス＞

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

### ＜訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援＞

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

## ◆ ケアマネジャー 1人当たりの取扱件数【居宅介護支援】

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

◆ 感染症や災害への対応力向上【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

＜業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入＞

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。（経過措置 1 年間）

＜高齢者虐待防止の推進＞

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。